

教私第2525号  
令和3年12月8日

各私立幼稚園設置者様

大阪府教育庁私学課長

幼保連携型認定こども園設置に伴う  
寄附行為変更認可申請手続きについて（依頼）

標記について、私立幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）が新制度に基づく「幼保連携型認定こども園」へ移行する場合、寄附行為の変更認可手続きが必要になりますので、下記のとおり関係書類等をご提出いただきますようお願いします。

記

1 提出資料

「寄附行為変更認可申請書」に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付して郵送にてご提出ください。

2 提出期限

令和4年1月28日（金曜日）【必着】

3 注意事項

- ・幼稚園型認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園へ移行される場合は、寄附行為の変更は不要です。
- ・幼稚園型認定こども園は、現在の認可幼稚園に「認定こども園」という「認定」を受けるものであり、幼稚園認可名称そのものに変更はありません。なお、認可幼稚園名称を変えられる場合は、寄附行為の変更手続きが必要です。

【提出先・問い合わせ先】

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館 10階  
大阪府私学課 幼稚園振興グループ 蔭山 （電話）06-6210-9273